

福岡医発第 1071 号 (総)

平成 25 年 7 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律等の施行について（医師法等の意見聴取手続規則等）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対して、標記の件について通知されるとともに、日本医師会を通じ本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的に、医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護師法を改正し、それに伴い、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

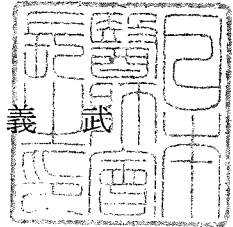
日医発第 339 号 (地 I 81)

平成 25 年 7 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



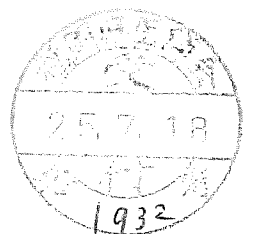
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律等の施行について（医師法等の意見聴取手続規則等）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対して通知「地域の自主性及び
自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の
施行について」が発出されるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼があり
ました。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推
進することを目的として、医師法等及び「医師法、歯科医師法、保健師助産師看
護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則」（厚生労働省令）の一部を改正するも
ののです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

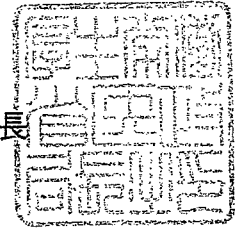


医政発0703第4号

平成25年7月3日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について

別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知を発出いたしましたので、貴職におかれても御了
知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「整備法」という。）及び医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第81号）が本日公布、施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第一 改正の趣旨

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を改正し、それに伴い医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成7年厚生省令第60号）の一部を改正するものである。

第二 改正の内容

第1 整備法関係

1 医師法第7条の一部改正（整備法第23条関係）

都道府県知事が、医師免許の取消処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の提出を受けた場合には、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報

告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出することとされているが、当該処分の決定についての意見がないときは、意見を記載した意見書の厚生労働大臣への提出を不要としたこと（第7条第8項関係）。

また、都道府県知事等が、医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合及び都道府県知事が再教育研修の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合には、当該処分についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣へ提出することとされているが、当該処分の決定についての意見がないときは、報告書に意見を記載することを不要としたこと（第7条第15項関係）。

2 歯科医師法第7条及び保健師助産師看護師法第15条の一部改正（整備法第24条及び第25条関係）

1 と同様の改正を行うこととしたこと。

3 施行期日

平成25年6月14日

第2 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令関係

1 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則第6条の一部改正

都道府県知事等が医師等の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合及び都道府県知事が再教育研修の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を作成することとされているが、都道府県知事等が弁明の聴取の対象である処分の決定についての意見がないときは、報告書に次に掲げる事項を記載することを不要としたこと。

- ・ 意見
- ・ 当該処分の原因となる事実に対する弁明者又はその代理人の主張
- ・ 理由

2 施行期日

平成25年6月14日

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (四二)

○道路交通法の一部を改正する法律 (四三)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (四四)

(政 令)

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (一七六)

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (一七七)

○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令 (一七八)

○道路交通法施行令の一部を改正する政令 (一七九)

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一八〇)

○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一八一)
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令 (一八二)
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令 (一八三)
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令 (一八四)

(府 令)

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府三八)

(府令・省令)

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学二)

(省 令)

○医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令 (厚生労働八一)

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産四九)

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業三〇)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令 (国土交通五〇)

(告 示)

○医療費適正化に関する施策についての一部を改正する件 (厚生労働一九七)
○保安林の指定をする件 (農林水産一九四九、一九六四)
○保安林の指定施業要件を変更する件 (同一九六五、一九六九)
○保安施設地区の指定をする件 (同一九七〇、一九七一)

本号で公布された 法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (法律第四二号) (外務省)

1 在ベレン日本国総領事館を廃止することとした。(別表第一関係)

2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。(別表第二関係)

3 この法律は、公布の日から施行することとし、また、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二五年四月一日から適用することとした。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律 (法律第四三号) (警察庁)

1 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一) 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備 (第八九条、第一〇一条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇七条、第一〇七条の二及び第一〇七条の四関係)

(1) 公安委員会は、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの(以下「一定の病気」という。)等のいづれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を交付することができることとする。また、当該質問票の交付を受けた者は、必要な事項を記載した当該質問票を公安委員会に提出しなければならないこととした。

(2) (1)の質問票に虚偽の記載をして提出した者に対する罰則を整備した。

(二) 一定の病気等に係る医師による診察の結果の届出に関する規定の整備 (第一〇一条の六関係)

医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいづれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができることとした。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中目次の改正規定(第三十七条)を「第三十七条の二」に改める部分に限る。、第四条第三項の改正規定、第二十条第三項の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三章第六節第三十七條の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十三條の七第一項の改正規定、第一百十條の二第三項の改正規定、第一百十九條第一項第二号の二の改正規定、第二百十條第一項第八号の改正規定及び第二百一十一條第一項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中第九十二條の二第二項の表の改正規定(同表の備考一の1中「第一百一条第五項」を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分及び同表の備考一の5に係る部分を除く。)、第六六條の改正規定(更新をし)の下に、「第一百二條第六項の規定による通知をし」を加える部分に限る。、第六七條の六の改正規定、第六八條の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第六八條の三の三の次に二条を加える改正規定及び第六百二十條第一項に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(免許等に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、第二条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二條の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新法第九十六條の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の道路交通法第八十九條第一項の規定により免許の申請をしている者については、適用しない。

(国家公安委員会への報告に関する経過措置)

第四条 新法第六六條及び第六七條の六の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第六六條第六項及び第六七條の四第一項後段の規定による通知について適用する。

(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第五条 新法第六八條の三の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に自転車の運転に関し新法第六八條の三の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)
第七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第六百十七條の四第二号」を「第六百十七條の二の二第二号」に改め、同項第三号中「第六百十七條の二の二第一号若しくは第五号」を「第六百十七條の二の二第三号若しくは第七号」に改める。

(自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部改正)

第八条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第六百十七條の二の二第六号及び第七号、第六百十七條の四第三号」を「第六百十七條の二の二第八号から第十号まで」に改め、同項の表第六百十七條の二第五号の項の次に次のように加える。

「第六百十七條の二の二第八号
第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第一号

第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運転代行業務法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

第十九條第一項の表第六百十七條の二の二第六号の項中「第六百十七條の二の二第六号」を「第六百十七條の二の二第九号」に改め、同表第六百十七條の二の二第七号の項中「第六百十七條の二の二第七号」を「第六百十七條の二の二第十号」に改め、同表第六百十七條の四第三号の項を削り、同条第二項中「第六百十七條の二の二第六号及び第七号、第六百十七條の四第三号」を「第六百十七條の二の二第八号から第十号まで」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の項中「第一百一条第一項」の下に「第一百一条の二第一項」を加え、「第八十九條第二項」を「第八十九條第三項」に、「第五項、第一百一条の二第三項」を「第六項、第一百一条の二第四項」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係(第一条―第五条)
- 第二章 総務省関係(第六条―第十四条)
- 第三章 文部科学省関係(第十五条―第十八条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十九条―第三十六条)
- 第五章 農林水産省関係(第三十七条―第四十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第四十六条―第四十九条)
- 第七章 国土交通省関係(第五十条―第七十条)
- 第八章 環境省関係(第七十一条―第七十四条)

附 則

第三章 文部科学省関係

(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「構成」を「設置」に改め、同条第二項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第十八条の見出し中「定数等」を「委嘱の基準等」に改め、同条中「定数、任期その他」を「委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に關し」に改め、同条に後段として次のように加える。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(私立学校法の一部改正)

第十六条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十人以上二十人以上以内において」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第八項中「指定し、これを公表する」を「指定する」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「二十人以上以内において」を削る。

第四章 厚生労働省関係

(労働関係調整法の一部改正)

第十九条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「仲裁委員三人から成る」を「三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される」に、「行ふ」を「行う」に改める。

第三十一条の四第二項中「二人以上」を「の過半数」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。
児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

第九条第三項中「委員及び」及び「それぞれこれを」を削る。

(食品衛生法の一部改正)

第二十一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「ものとす」を「とともに、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に通知しなければならない」に改める。

第二十四條第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)」を「都道府県知事等」に改める。

(民生委員法の一部改正)

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「に従い、都道府県知事が」を「を参酌して」に、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを「を」都道府県の条例で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

第五條第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつて」に、「について」を「について行うものとする。この場合において」に、「聴いてこれを行う」を「聴くよう努めるものとする」に改める。

第八条第二項中「であつて、次の各号に掲げるもの」及び「それぞれ二人以内を」を削り、同項各号を削る。

(医師法の一部改正)

第二十三條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七條第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(歯科医師法の一部改正)

第二十四條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七條第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第二十五條 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第六項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五條第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(クリーニング業法の一部改正)

第二十六條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條の五第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

第七條の十六第二項中「厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

(社会福祉法の一部改正)

第二十七條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條を次のように改める。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

府令・省令

内閣府
○総務省令第二号
文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の三及び第百四十一条の四の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝
文部科学大臣 下村 博文

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百七十九条の二の次に次の二条を加える。
（定款変更一般地方独立行政法人の役員）
第百七十九条の三 法第百四十一条の三に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

二 常時勤務に服することを要しない者として定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役員）
第百七十九条の四 法第百四十一条の四に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

二 常時勤務に服することを要しない者として職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員に於いて定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

附則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第百七十九条の二の次に二条を加える改正規定のうち第百七十九条の四に係る部分の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

省令

○厚生労働省令第八十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「あつては、都道府県知事」の下に「次に掲げる事項を記載し」、「（医師法第七條の二第一項、歯科医師法第七條の二第一項、保健師助産師看護師法第十五條の二第一項又は薬剤師法第八條の二第一項の規定による命令に係る併明の聴取にあつては、都道府県知事）及びこれに」を削り、「ならない」の下に「この場合において、都道府県知事等は、併明の聴取の対象である処分の決定についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 設立の協議（第二百八条）」を「第十節 削除」に改める。

第十節 削除

第四章第十節を次のように改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十五條の規定に基づき、伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

経済産業大臣 茂木 敏充

伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年政令第八十四号）の施行に伴い、国土交通省関係省令等の整備に関する政令（平成二十五年政令第八十四号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省令（平成二十七年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条 基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七條（略） 2～7（略） 8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分¹の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。 9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 10～14（略） 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	第七條（略） 2～7（略） 8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分¹の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。 9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に²かんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 10～14（略） 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分³の決定についての意見を記載した報告書を作成し、

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改 正 案	現 行
第七条 （略） 2ゝ7 （略） 8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分^にの決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。 9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 10ゝ14 （略） 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	第七条 （略） 2ゝ7 （略） 8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分^にの決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。 9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に^{かんが}み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 10ゝ14 （略） 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分^にの決定についての意見を記載した報告書を作成し、

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改 正 案	現 行
第十五条（略） 2～5（略） 6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分¹の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。 7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 8～12（略） 13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。こ	第十五条（略） 2～5（略） 6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分¹の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。 7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 8～12（略） 13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分¹の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚

の場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見
見を報告書に記載しなければならない。

生労働大臣に提出しなければならない。

○医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（聴取書及び報告書の記載事項）

第六条 聴取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五条の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十三項（同条第十四項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者（以下この条において「弁明者」という。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出頭しなかった場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）がこれに記名押印しなければならない。

一、七 （略）

現 行

（聴取書及び報告書の記載事項）

第六条 聴取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五条の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十三項（同条第十四項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者（以下この条において「弁明者」という。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出頭しなかった場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事）がこれに記名押印しなければならない。

一、七 （略）

2 医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十六項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、都道府県知事等が記名押印しなければならない。この場合において、都道府県知事等は、弁明の聴取の対象である処分の決定についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

2 医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十六項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、次に掲げる事項を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事）がこれに記名押印しなければならない。

一 三 （略）